

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 8 年 度 第 8 回 会 議 議 事 録

1 開催日時

平成28年12月9日（金曜日） 午後1時30分から午後5時10分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【建築審査会委員】

松本会長代理，東委員，南部委員，西嶋委員，板谷委員，奥委員

【建築審査会事務局】

齒黒建築指導部長，高木建築指導課長，平居道路担当課長，和田建築審査課長，川口建築安全推進課長，磯林企画基準係長，奥山担当係長，渡邊道路第一係長，小西道路第二係長，水口係員，若松係員

【参考人】

松苗課長補佐（消防局予防部）

【傍聴者】

0名

4 議事概要

- (1) 建築審査会の今後の日程（平成29年1月～6月）について
- (2) 議事録の承認及び次回会議日程について
 - ア 平成28年度第7回会議の議事録の承認
 - イ 次回会議日程について
- (3) 同意案件に関する報告
 - 東山区における歴史的建築物の法適用除外の指定について
- (4) 同意案件に関する審議
 - 京都府立堂本印象美術館前バスシェルター設置計画に係る道路内建築物許可
- (5) 事前相談
 - 名神高速道路 京都南ICにおける車庫新築計画に係る用途許可及び道路内建築物許可について
- (6) 包括同意案件に関する報告
 - 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区2件，伏見区1件）
- (7) 包括同意案件に関する報告
 - 建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件，東山区1件）
- (8) 平成28年度第1号審査請求事件に関する審議

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（6）まで
- ・非公開：上記の議題（7）及び（8）

6 審議内容

(1) 建築審査会の今後の日程（平成29年1月～6月）について

平成29年1月以降の建築審査会会議を、下記のとおり開催することとした。

平成28年度第 9回会議	1月13日（金）
第10回会議	2月10日（金）
第11回会議	3月10日（金）
平成29年度第 1回会議	4月14日（金）
第 2回会議	5月12日（金）
第 3回会議	6月 9日（金）

(2) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成28年度第7回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成29年1月13日（金）の午後1時30分から京都市国際交流会館で開催することとした。

(3) 同意案件に関する報告

[東山区における歴史的建築物の法適用除外の指定について]

ア 報告の概要

これまでの建築意審査会で同意した建建築基準法第3条第1項第3号に基づく建築基準法適用除外建築物について、処分庁から指定した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
10	東山区高台寺南門通下河原東入桝屋町35番地他	株式会社翠紅館 代表取締役 阪口 恵子	飲食店

イ 報告の結果：了承

(4) 同意案件に関する審議

[京都府立堂本印象美術館前バスシェルター設置計画に係る道路内建築物許可]

ア 議案の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案 番号	申請場所	申請者	用途
11	北区平野上柳町26番地の3の一部	京都府知事 山田 啓二	バス停留所の上家

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

委員：今回初めてシェルター一部分の構造が示されていますが、すごく細い鋼管の柱が何本もあってその上に鉄板が一枚掛かっている形になると思いますが、そのあたりのジョイントですとか地震の水平の揺れがあったときの安全性などはどのように考えられていますか。

処分庁：屋根の厚さが30ミリと数ミリの少し余裕があり、板としては2枚で、屋根の中に梁が埋め込まれているような形になります。

委員：2枚の鋼板の中に梁があって、一体的な柱があるということですか。

処分庁：そうです。

委員：シェルターが前の相談の時とは形状が変わったのはどういう理由ですか。

処分庁：前回の事前相談時から変わった部分は、歩車道境界部分になります。前回はいくびれた屋根形状になっていたのですが、道路管理者との協議により、極力柱を車道側に寄せるように指導を受けたとのことですので、柱が車道側に出ることで屋根のくびれ形状等を設けることができなくなり、屋根形状を変更されています。

委員：この屋根はどちら側に傾斜しているのですか。

処分庁：基本的には南側が高く北側に向かって勾配が付いているような形態になります。

委員：そうすると雨水は北側に落ちるということですね。

処分庁：そうです。雨水は北側に落としています。美術館側のベンチの裏側の植栽帯にU字溝があり、そこでの処理を考えられています。

(5) 事前相談

[名神高速道路 京都南ICにおける車庫新築計画に係る用途許可及び道路内建築物許可]

ア 報告の概要

名神高速道路 京都南ICにおける車庫新築計画に係る用途許可及び道路内建築物許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 質疑等

委員：騒音の検討で、昼間（6時から22時まで）の基準値について御説明がありましたが、除雪の場合は夜間も多いのですが、そちらについてはいかがでしょうか。また、法44条の話で、道路の区域のまま残して44条を適用する理由が何かあるのですか。

処分庁：まず、騒音の想定については、車庫からの搬出を基本的に昼間しか行わないということで、夜間に除雪を行う場合については昼間のうちにICのもっと内側にある車両待機場場に搬入しておいて、そこで車のメンテナンスと一時待機いたします。夜中に

必要な場合にはここから出動するということですので、今回の車庫については、基本的に夜間は動きがないことから、昼間の数値を示させていただいています。2点目の44条の許可についてですが、NEXCO西日本は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から資産を借り受けて、その資産を適切に管理運営するというを確認しております。独立行政法人の日本高速道路保有・債務返済機構につきましては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法という法律に基づく機関と聞いております。その法律の中に当該機構の業務の範囲は、高速道路に係る道路資産を保有することとされており、道路資産以外については管理ができないこととなります。今回につきましても基本的に高速道路であり、道路法の道路の維持管理をする必要があるということで、道路区域のままにしていると確認しております。

委員：サービスエリアやパーキングエリアとは扱いが異なるのですか。そこでは昔からの分類で休憩施設という道路とは別の科目で高速道路扱いの区域というのがあるはずなのですが、今回は道路法上の道路に限定されているのですか。

処分庁：サービスエリアとパーキングエリアの取扱いについては確認が必要ですが、この場所につきましては日本高速道路保有・債務返済機構が管理をしており、今確認している内容としましては、この会社を介する部分につきましては、基本的には道路資産として道路法上の道路でないと管理ができないことを確認しています。

委員：周辺の環境に対する配慮について、写真を見るとむき出しで遮音壁が建っているという印象があります。景観系の委員会が京都の景観の中で高速道路の遮音壁がむき出しになっていることへの問題というのが話し合われたことがあると思います。今回はできているものなので難しいと思いますが、もしも可能であれば、緑地帯などを挟んで周辺の建物に対する景観的な配慮があってもいいのではないかと思いますので、御検討をお願いします。

処分庁：まず、1点目ですが、委員御指摘のとおり、遮音壁は既にあるものですので、景観的な配慮がどこまでできるのかということにつきましては、今後、設計者と景観部も含めて調整をさせていただきます。設計者からは元々あるものですので、遮音壁についてはそのままということで、今のところは伺っています。2点目は遮音壁の位置でございますが、遮音壁は住宅地の非常に高い位置にあります。4ページの①の写真の左側が住宅地になっており、そこから道路が一部挟まって擁壁があり、緑地が若干あり、その上に遮音壁が建っているという状況です。遮音壁を建て替えるという話であれば敷地側に寄せるという話もあるかと思いますが、今はそのままという状況です。ただし、住宅地に近接しているという状況というよりは一定の緑地帯、擁壁と道路を挟んだ状態で住宅があるという形状になっています。

委員：これから新築する場所は今までどのような活用をされていたのですか。未活用地ですか。

処分庁：現在は更地です。

委員：計画地がなぜ第二種住居地域なのか疑問があります。近隣に住宅が建っていますが、いつ頃開発されたものですか。

処分庁：南側の住宅の建築年代については確認ができておりませんので、確認させていただきます。用途地域の第二種住居地域につきましては、所管課である都市計画課で確

認させていただいております。当該地域につきましては昭和25年に工業地域に指定、昭和30年に住居系の地域に用途変更がなされています。京都南ICは昭和38年に開通しておりますので用途地域が住居系になったときには京都南ICはなく、南側に住宅地があることから、住居系に指定をされている経緯がございます。その後、京都南ICが昭和38年に開通していますが、その後は用途変更等の要望が特段なかったことから、現在に至っております。

委員：溶剤を積んだ車がここに保管されることになるのかどうか、その時にその溶剤に関しては危険物その他の取扱い上問題はないのか、確認をお願いできますか。

処分庁：溶液につきましては、塩化ナトリウムですので塩を固形剤のものと水に混ぜたものと聞いております。この溶剤保管庫というのが混ぜた液体を保管しており、溶液槽のところで混ぜられると聞いております。これが、化学的に悪質なものかまでは確認いたします。

委員：車両の種類としてはタンクの付いた車両や除雪の機能のみの車両など色々あるのですか。

処分庁：今回の車両については2種類ございます。1つが湿塩散布車でして、前面に除雪用の羽のようなものが付いており、後ろに溶液のタンクを積んで、除雪と凍結防止剤の散布と両方ができる車になります。もう1つの車が上にタンクが載っていない除雪車と呼ばれる除雪だけを行う車でして、この2種類があり、台数の内訳としては湿塩散布車が10台、除雪車が2台配置されると聞いております。

委員：既存車庫があるようですが、ここに大型車は入らないということですか。

処分庁：一般的な道路の交通の管理車などを保管している車庫になります。

委員：待機する場所に一つくらいは車庫があった方がいい気もしますが。

処分庁：基本的に待機場に置くということではなく、除雪するときに一時的に置くという扱いとしています。

委員：一冬にどれくらい出動しているのですか。

処分庁：気候の変動によって異なりますが、実績を申し上げますと平成26年度は回数が多く12月から3月にかけて合計27回出動しております。27年度につきましては、1月2月だけの出動となっており、合計9回の出動となっております。

委員：なぜ管轄の範囲が変更になったのですか。

処分庁：管轄の範囲の変更理由は確認させていただきます。

委員：管轄変更によって、他に影響が出ることはありますか。

処分庁：特に聞いてはおりませんが、確認させていただきます。

(6) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：右京区2件、伏見区1件）]

ア 報告の概要

これまでの審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1015	右京区西院春栄町4-1-15の一部	株式会社すまい 代表取締役 中島 幸博	専用住宅
1018	右京区嵯峨苅分町10-7, 10-6の一部	株式会社エルハウジング 代表取締役 村井 孝彦	専用住宅
1017	伏見区深草西飯食町7番地の5の一部	株式会社 クローバー 代表取締役 橋本 邦大	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

報告番号【1015】について

委員：写真を見ると車止めのようなものがあるみたいですが、その後ろ側は道路なのですか。

処分庁：写真の奥につきましては、建築基準法の道路ではございません。

委員：車止めが無ければ、行き止まりにはならず、通り抜けということにはならないのですか。

処分庁：ブロック塀や柵で区切られており、看板などで通り抜け禁止などの記載があり、今回の場合は通行の要に供しているとは言えないことから、行き止まり通路として申請されています。

委員：公図を見ても長屋の中の通路のようになっていますね。

処分庁：長屋の敷地内通路として使用されています。

報告番号【1017】について

委員：通路後退線の明示について、今回、土間コンクリート目地の手法を取られた理由は何かあるのですか。

処分庁：今回の手法は土間コンクリートという白っぽいコンクリートを流して、黒い太さが3センチ程の目地の棒を入れるという手法になり、一般的な手法になります。制度上は後退杭を入れるように指導しておりますが、あとは後退線を分かりやすく明示するようにお願いしています。さらに気を使われている場合には仕上げの色を変えるということもありますが、今回は一番簡易な方法で明示されています。

委員：分かりました。

(7) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：伏見区1件、東山区1件）]

ア 報告の概要

これまでの審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

報告 番号	申請場所	申請者	用途
1014	伏見区	(個人)	専用住宅
1016	東山区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(8) 平成28年度第1号審査請求事件に関する審議

平成28年度第1号審査請求事件について、事務局から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

7 閉会

京都市建築審査会
会長代理 松本 哲泓